

熊本県食品ロス削減推進会議設置要項

(目的)

第1条 「熊本県食品ロス削減推進計画」に基づき、食品ロス削減に関する施策に取り組んでいる関係部局が連携を図ることにより、食品ロス削減を総合的かつ効果的に推進するため、熊本県食品ロス削減推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。
(1) 「熊本県食品ロス削減推進計画」（以下「推進計画」という。）に関すること。
(2) その他食品ロス削減の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議の委員は、別表に掲げる職員をもって組織する。
2 推進会議に座長を置く。
3 座長は、消費生活課長をもって充て、必要に応じ会議を招集する。
4 座長は、必要に応じて推進会議に関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(外部意見の活用)

第4条 推進会議は、必要に応じて外部の有識者等に意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、消費生活課において処理する。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項については、座長が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年（2022年）4月18日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年（2025年）4月25日から施行する。

別表

部局名	職名	備考
知事部局	企画振興部 企画課長	
	健康福祉部 健康福祉政策課長	
	社会福祉課長	
	子ども家庭福祉課長	
	健康づくり推進課長	
	環境生活部 環境政策課長	
	環境立県推進課長	
	循環社会推進課長	
	くらしの安全推進課長	
	消費生活課長 座長	
商工労働部	商工政策課長	
	商工振興金融課長	
	産業支援課長	
	企業立地課長	
	販路拡大ビジネス課長	
農林水産部	農林水産政策課長	
	教育政策課長	
	高校教育課長	
	学校安全・安心推進課長	
	体育保健課長	
教育庁	社会教育課長	